

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

81	熊本市防災基本条例 （仮称）検討委員会	熊本市防災基本条例（仮称）を策定するため、 必要な事項を審議する。
82	谷尾崎・池上地区地盤 沈下等に関する専門家 会議	谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等につい て、発生原因及び対策に必要な技術的事項を審 議する。

別表5の表に次のように加える。

14	金峰山少年自然の家整 備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事 業の手法及び事業者の選考について審議する。
----	----------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
別表			別表		
1 市長の附属機関			1 市長の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1	【略】		1	【略】	
〃			〃		
8 0			8 0		
8 1	熊本市防災基本条例（仮称）検討委員会	熊本市防災基本条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。	【新設】		
8 2	谷尾崎・池上地区地盤沈下等に関する専門家会議	谷尾崎・池上地区で発生した地盤沈下等について、発生原因及び対策に必要な技術的事項を審議する。	【新設】		
2～4 【略】			2～4 【略】		
5 教育委員会の附属機関			5 教育委員会の附属機関		
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的
1	【略】		1	【略】	
〃			〃		
1 3			1 3		
1 4	金峰山少年自然の家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事業の手法及び事業者の選考について審議する。	【新設】		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。